

厚生労働大臣が定める掲示事項等について

当院は、以下の事項について健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、東北厚生局に届出を行って診療している保険医療機関です。

【厚生労働大臣の定める施設基準の届出事項】

当院は、厚生労働大臣の定める以下の施設基準について届出をしています。

<ul style="list-style-type: none"> ○基本診療料の施設基準等に係る届出 <ul style="list-style-type: none"> ・一般病棟入院基本料 7 : 1 ・障害者施設等入院基本料 10 : 1 ・新生児特定集中治療室管理料 1 ・新生児治療回復室入院医療管理料 ・臨床研修病院入院診療加算（協力型） ・救急医療管理加算 ・妊産婦緊急搬送入院加算 ・診療録管理体制加算 ・医師事務作業補助体制加算 75 : 1 ・急性期看護補助体制加算 25 : 1（看護補助者5割未満） ・特殊疾患入院施設管理加算（重心） ・療養環境加算 <ul style="list-style-type: none"> ・重症者等療養環境特別加算 ・強度行動障害入院医療管理加算 ・医療安全対策加算 1 ・感染防止対策加算 2 ・患者サポート充実体制加算 ・ハイリスク妊娠管理加算 ・ハイリスク分娩管理加算 ・退院調整加算 I ・新生児特定集中治療室退院調整加算 ・救急搬送患者地域連携受入加算 ・呼吸ケアチーム加算 ・後発医薬品使用体制加算 1 	<ul style="list-style-type: none"> ○特掲診療料の施設基準等に係る届出 <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携診療計画退院時指導料 I ・ハイリスク妊産婦共同管理料（I） ・ハイリスク妊産婦共同管理料（II） ・薬剤管理指導料 ・医療機器安全管理料 1 ・H P V 核酸同定検査 ・検体検査管理加算（II） ・胎児心エコー法 ・神経学的検査 ・CT撮影及びMRI撮影 ・無菌製剤処理料 ・脳血管疾患等リハビリテーション料（II） ・運動器リハビリテーション料（I） ・呼吸器リハビリテーション料（II） ・障害児（者）リハビリテーション料 ・一酸化窒素吸入療法 ・ペースメーカー移植術 ・医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号に掲げる手術 <ul style="list-style-type: none"> ・麻酔管理料 I ・輸血管理料 II ・入院時食事療養費（I） ・食堂加算
---	---

1. 入院に関するサービスの提供内容

(1) 入院施設に関する事項

- ① 一般病棟（一般病棟入院基本料 7 : 1）
 - ・ 第6病棟 44床
 - ・ 周産期母子医療センター
 （新生児特定集中治療室管理料にかかる病床12床、新生児治療回復室にかかる12床を除く） 22床
- ② 新生児特定集中治療室
 - ・ 周産期母子医療センター（NICU） 12床
- ③ 新生児治療回復室
 - ・ 周産期母子医療センター（GCU） 12床
- ④ 障害者病棟（障害者施設等入院基本料 10 : 1）
 - ・ 第1病棟 50床
 - ・ 第1わかくさ病棟 40床
 - ・ 第2わかくさ病棟 40床
 - ・ 第3わかくさ病棟 40床

(2) 看護に関する事項

当院で届出を行っている基準は、以下のとおりです。

- ① 7対1看護：一般病棟（第6病棟、周産期母子医療センター）

当院では、1日に16名以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝8時30分～夕方17時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。
- ・ 夕方16時30分～深夜1時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は22人以内です。
- ・ 深夜0時30分～朝9時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は22人以内です。

- ② 10対1看護：障害者病棟（第1病棟・第1・2・3わかくさ病棟）
当院では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
- ・朝8時30分～夕方17時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は10人以内です。
 - ・夕方16時30分～深夜1時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は25人以内です。
 - ・深夜0時30分～朝9時15分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は25人以内です。
- ③ 当院においては、患者さんの負担による付添看護は行っておりません。

2. 療養に関する事項

(1) 生活療養に関する事項

当院は食事の内容の向上並びに温度、照明及び給水等に関し適切に管理しています。

(2) 入院時食事療養に関する事項

当院は、入院時食事療養Ⅰ及び栄養管理実施に関する届出を行っており、栄養管理士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

入院中の食事については、1食あたり260円（低所得者210円、160円、100円）の負担が必要です。この食費負担を食事療養標準負担額といいます。

3. 手術に関する事項

「特掲診療科の施設基準」（平成22年厚生労働省告示第69号）により該当する手術の実施件数は、以下のとおりです。（平成24年1月1日～平成24年12月31日）

○区分1：・肺悪性腫瘍手術等 0件

○区分2：・靭帯断裂形成手術等 1件、・水頭症手術 0件、
・子宮附属器悪性腫瘍手術等 0件 ・子宮鏡下子宮内膜焼灼術 0件

○区分3：・バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉) 0件

○区分4：・腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側) 5件 ・腹腔鏡下噴門形成術 0件
・腹腔鏡下虫垂切除術 1件 ・子宮附属器腫瘍摘出術(両側)(腹腔鏡によるもの) 5件
・腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術 0件 ・腹腔鏡下子宮筋腫摘出(核出)術 1件
・子宮附属器癒着剥離術(両側)(腹腔鏡によるもの) 0件
・卵巣部分切除術(腔式を含む)(腹腔鏡によるもの) 0件
・卵管口切開術 0件 ・腹腔鏡下多嚢胞性卵巣焼灼術 0件 ・卵管全摘術 0件
・卵管腫瘍全摘術 0件 ・子宮卵管留血腫手術(両側)(腹腔鏡によるもの) 0件
・腹腔鏡下卵管形成術 0件 ・子宮外妊娠手術(腹腔鏡によるもの) 1件

○その他区分：・人工関節置換術 0件

4. 医学管理料に関する事項

(1) ハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅰ)及びハイリスク妊産婦共同管理料(Ⅱ)の届出において、連携保険医療機関と共同医学管理を行っております。

(連携医療機関については別紙一覧表をご覧ください)

(2) ハイリスク分娩管理について

当院における年間分娩件数(平成24年1月1日～平成24年12月31日)は639件となっております。また、医師は3人、助産師は17人が勤務しています。

5. 保険外サービスの提供及び保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める内容

保険外サービスとして、健康診断や予防接種、診断書料等、また、保険外併用療養費(選定療養)に係る厚生労働大臣が定める基準として、初診料、特別の療養環境の提供等がありその使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。内容については、別記「各種料金のご案内」に掲示しております。

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切行っておりません。

※ 不明な点などがございましたら、総合受付までお申し出願います。